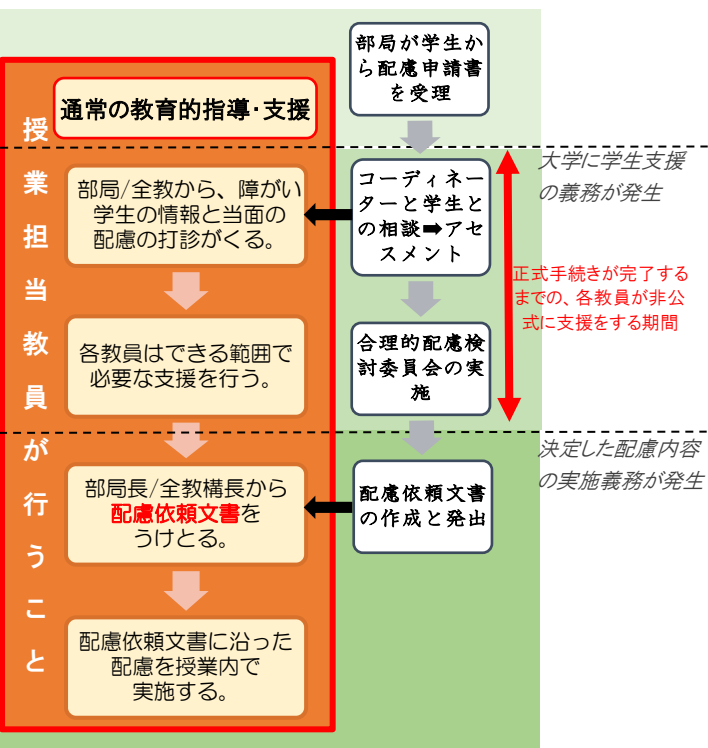


配慮実施の流れ

実際に授業を担当している先生方には、以下のような流れで支援・配慮を行っていただくことになります。下図の赤枠ボックス内を参照してください。



キャンパスライフ健康支援 センター

相談支援部門

キャンパスライフ健康支援センターでは、障がい等のある学生の支援に関する相談を受付けています。担当授業に気になる学生がいる、支援の具体的な方法がわからないなど、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

TEL : 06-6850-6107

E-mail : campuslifekenkou-acsc@office.osaka-u.ac.jp

アクセシビリティ支援 教員用かんたんハンドブック

大阪大学の教職員は、「国立大学法人大阪大学における障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する規程」により、障がい等のある学生に対して合理的配慮を提供することが義務付けられています。

このリーフレットをよく読み、担当授業に支援が必要な学生がいる場合は、ご対応をよろしくお願いいたします



はじめに

障がい等のある学生が担当授業を履修している場合、担当教員は授業内において「合理的配慮」を提供し、学生が障がいによって不利益・不平等を被らないよう、社会的障壁の除去に努めなければなりません。

障がいには目に見えるものも目に見えないものも含まれますが、学生に配慮が必要な障がいがある場合は、それが明らかになった時点で授業担当教員に連絡があります。配慮内容が通知された場合、各教員はその内容に従って授業の中で配慮を行ってください。

大阪大学で障がい学生支援の対象となるのは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、慢性疾患、精神疾患、発達障がい等により修学上支障がある者で、原則診断書や障害者手帳等の根拠書類を提出できる学生のみです。

合理的配慮の流れ

学生から配慮の申請があった場合、個人のニーズを検討したうえで、合理的であると判断できる範囲での配慮（必要かつ適当な変更、調整及び支援）を提供しなければなりません。

ここで「合理的」とは、経済的・物理的に支援者側(授業担当教員・学生所属部局)の過重な負担にならないこと、授業や学びの本質に影響しないことを言います。

学生に必要な合理的な配慮・支援の具体的内容は、「合理的配慮検討委員会」を開催し、部局の支援担当教職員とキャンパスライフ健康支援センターの専門教職員、そして学生本人との間で協議をして決定され、各授業担当教員に通知されます。先生方はその指示に従ってください。

配慮提供の際には、学生の個人情報の取扱いに気を付けてください。また、支援の具体的方法がわからない、難しい、疑問がある場合は気軽にご相談ください。



担当教員による配慮の提供

学生に障がいがあることがわかってから、あるいは配慮申請書を受理してから、正式に配慮内容が決定するまでには時間がかかります。その間、当該学生や支援担当教職員からの申し出に従って、柔軟に対応してください。ただし、希望する配慮が合理的でないことや、他の学生との公平性やアカデミックスタンダードに直接抵触する可能性もあるため、注意が必要です。具体的には以下のような依頼があることがあります。

【例】ノイズキャンセリングヘッドホンや IC レコーダーの利用。

板書の撮影許可。授業資料の配布。

座席の指定。履修相談。重要事項のリマインド実施。

重要連絡事項の KOAN による通知。授業における指示の出し方についての配慮。

いかなる場合でも、以下の配慮はアセスメントを通過しなければ合理性が判断できないので、先行して配慮を実施することはできません。

- 支援を行うのに、障がい学生支援経費を用いる場合。
例：TA やノートテイクの雇用。新たな支援機材の購入。
- 成績に直接影響する場合。
例：レポート期限や試験時間の延長。追試の特別設定。出席や平常点に対する措置。特別レポートの設定。
- アカデミックスタンダードに直接影響するもの
例：別室受講。代替クラスの受講や個別指導の設定。

※その他、授業をレポートや自学習で代替する、試験をレポートに替える、ディスカッションやグループワークを免除するといった配慮は、基本的にどの学生にも合理的とは認めていないのでご注意ください。